

道路運送法施行規則（抜粋）

（昭和二十六年八月十八日運輸省令第七十五号）

最終改正：令和三年四月一日国土交通省令第三十三号

（[法第七十九条の四第一項第五号](#)の協議が調っていないとき）

第五十一条の七 [法第七十九条の四第一項第五号](#)の協議が調っていないときとは、[法第七十九条の二](#)の規定による登録の申請に係る自家用有償旅客運送について次のいずれにも該当しないときとする。

- 一 地域公共交通会議、協議会又は運営協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。）において協議が調っているとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、[地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第五条第十項](#)の協議を経て作成し、又は変更された[同条第二項](#)に規定する地域公共交通計画（以下単に「地域公共交通計画」という。）において、当該自家用有償旅客運送を導入することが定められているとき。

（運営協議会の構成員等）

第五十一条の八 運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
 - 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - 三 住民又は旅客
 - 四 地方運輸局長
 - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - 六 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等
- 2 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、運営協議会に、学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者を構成員として加えることができる。
- 3 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、[法第七十九条の二](#)の規定による登録の申請に係る特定非営利活動法人等が行う自家用有償旅客運送について運営協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。